



困ったときは
お互いさま

を合い言葉に 助け合いの輪を広げよう

会員制の有料在宅福祉サービス

介護保険でカバーしきれない介護の充実を目的に
始まった会員制有料在宅福祉サービス「成田おたすけ隊」。
「困ったときはお互いさま」を合い言葉に
さまざま相談に応じ、助け合いの輪を広げています。

成田おたすけ隊とは

日常生活で困ったことや手伝ってほしい
ことがあるときに、市民同士がお互いに助
け合うことを目的に、社会福祉協議会が進
めている会員制の有料在宅福祉サービスで
す。1時間700円で利用できます。

「介護保険には該当しないが掃除が大変」
という高齢者から「赤ちゃんの沐浴を手伝
って」という母親まで、幅広く利用されて
います。

だれが利用できるの

「成田おたすけ隊」の制度はだれでも利用
できます。ただし、サービスを提供する人
も受ける人も、年会費1,000円を支払
い「成田おたすけ隊」の会員としての登録
が必要です。

○協力会員（サービスを提供する人）

市内に住んでいて、「成田おたすけ隊」
の主旨に賛同できる人。資格は不要です

○利用会員（サービスを利用したい人）

市内に住んでいて、日常生活で困った
ことや手伝ってほしいことがあり、家事
や介護の援助が必要な人

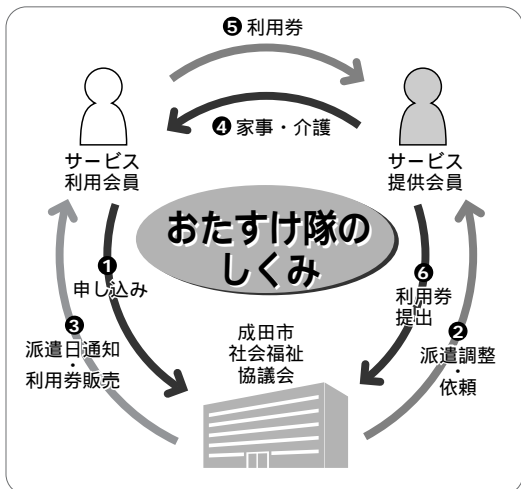
だれでも
会員になれるのよ！



会員登録の方法

会員の登録は、社会福祉協議会（市役所
議会議棟1階）で手続きをしてくださ。た
だし、外出が困難な人は電話による申し込
みができます。後日「成田おたすけ隊」の
コーディネーター（調整役）が手続きに同
います。

年会費は1,000円で、「成田おたすけ
隊」の運営・維持費として在宅サービス総
合保険料、会報の発行経費、研修費などに
充てられます。



病院への通院に 付き添ってもらって安心



海上ことさん(土屋・写真左)

月に2、3回日赤病院に通院しています。足が不自由なので家族に付き添ってもらっていたのですが、自営業のため家族がみんな忙しく、心苦しく思っていました。どうしようかと悩んで市の社会福祉協議会に相談したんです。そうしたら「成田おたすけ隊」という制度があって、入会を勧められました。すぐに秋葉あつ子さん(協力会員・写真右)を紹介していただき、病院への通院のお手伝いをお願いしました。待ち時間も話し相手になってくださるので、苦痛ではなくなりましたね。家族以外の人と話すこともあまりなかったですから、世界が広がったようです。通院の日が待ち遠しくなりました。細かいことまで気配りしていただき、すっかり安心して介助をお願いしています。気候がよくなったら、買い物などにも連れて行ってもらおうかしら。

「自分のことはなるべく自分でしたい。家族には迷惑をかけたくない」そんなわたしの願いにぴったりの制度です。

活動状況(8月分)

会員数 = 140人

(利用会員69人、協力会員71人)

活動件数 = 延べ130件

サービスを利用した会員数 = 26人

サービスを提供した会員数 = 21人

主な活動

母親のパート勤務日に、園児を幼稚園に迎えに行き、自宅近くの祖母の家に送り届ける。

母親の資格取得の研修期間、幼稚園の迎えを小学生の兄がしていたが、「成田おたすけ隊」を知り、園児の迎えを依頼。入院中の主婦からの依頼で、家族の食事の支度、掃除を週3回。

けがで入院中に犬の散歩を毎日依頼。介護保険の認定を受けている一人暮らしのお年寄りの家を毎日訪問し、話し相手やその後買い物代行や薬の受け取り。虚弱なお年寄りの買い物代行と食事の支度。



「成田おたすけ隊」の提供している主なサービスは、次のようなものがあります。

- 家事援助サービス
- 食事の支度・後片付け、産前・産後のケア、子守り・園児の送り迎え、洗濯・掃除・整理整頓・簡単な縫い物、買い物代筆・代読、話し相手、犬の散歩など

サービスの内容は

「成田おたすけ隊」の提供している主なサービスは、次のようなものがあります。

○ 介護サービス

食事・入浴・排せつの介助、通院などの外出介助など

○ 利用できる時間

原則として午前9時～午後5時で1時間を単位とし1日3時間まで(このほかの利用時間はご相談ください)

利用申し込みは
どこへ連絡するの

サービスを受けたいときは、まず社会福祉協議会へ相談してください。「成田おたすけ隊」のコーディネーターが申込者のお宅へ伺い、状況を確認したうえで、協力会員を派遣します。

利用料の
支払いは利用券で

サービスの利用料は1時間700円、利用券で支払います。

あらかじめ「利用券」を購入し、サービスを受けたときに、協力会員に渡します。なお、協力会員の交通費は利用会員が負担(1回200円)します。

協力会員への支払いは

協力会員には、活動した翌月に利用料の1カ月分がまとめて支払われます。また、活動した時間をためておくこともできます。ためた時間は、会員本人のほか配偶者や父母、同居の親族が利用するときに使っていただけます。



利用したい人、協力してみたい人、そのほか「成田おたすけ隊」について詳しくは社会福祉協議会(☎20 1574・FAX 24 2367)へ。